

N P O 法 人 の 解散（合併）・管理編

香川県政策部男女参画・県民活動課(香川県庁 本館7F)

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

TEL 087-832-3174

FAX 087-831-1165

メール kenmin@pref.kagawa.lg.jp

管理編 目次

1 解散と清算に関する手続き	
（１）解散の事由と諸手続き	1
（２）解散と清算	1
（３）届出	2
（４）認証申請	5
（５）清算に関する手続き	6
2 合併に関する手続き	
（１）合併の流れ	9
（２）認証申請	10
3 監督と罰則	
（１）監督等の内容	15
（２）罰則規定	16

本編において使用している省略語は、次のとおりです。

法	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）
法令	特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）
法規	特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）
条例	特定非営利活動促進法施行条例（平成10年条例第30号）
規則	特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年規則第50号）
NPO法人	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
認定NPO法人	特定非営利活動促進法第44条第1項に規定する認定特定非営利活動法人
特例認定NPO法人	特定非営利活動促進法第58条第1項に規定する特例認定特定非営利活動法人
所轄庁	特定非営利活動促進法第9条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）

（注）この手引きは、改正法施行日（令和3年6月9日）の法令に基づいて作成しています。

1 解散と清算に関する手続き

(1) 解散の事由と諸手続き

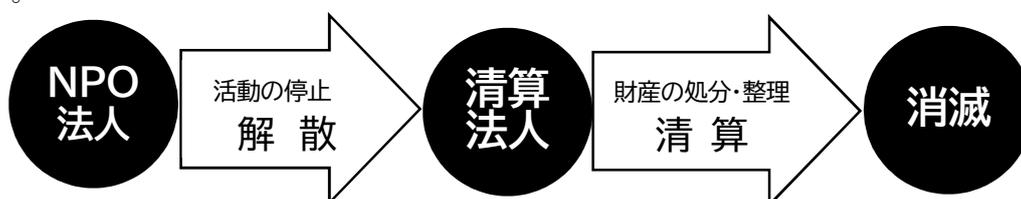
NPO法人は、次の事由により解散します。(法第31条第1項)

解散の事由		諸手続き
①社員総会の決議	解散の理由は問いません。社員総会において、定款に別の定めのあるとき以外は、総社員の4分の3以上の賛成をもって解散の議決をし、解散することができます。	登記後、所轄庁への届出 →管理編 p. 2
②定款で定めた解散事由の発生	定款にあらかじめ解散事由を定めている場合は、その解散事由の発生により解散することになります。	
③目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能	法人の目的とする「特定非営利活動に係る事業」を達成することができないことを理由に解散する場合は、 <u>所轄庁の認定がなければ解散することはできません。</u>	所轄庁へ認定申請 →管理編 p. 5
④社員の欠亡	社員が1人もいなくなったような場合は、解散することになります。(社員が10人を下回ったことで自動的に解散となるわけではありません)	登記後、所轄庁に報告
⑤合併	吸収合併の場合は吸収される法人が、新設合併の場合は合併する法人が、それぞれ合併により解散することになります。 (「合併に関する手続き (管理編 p. 11)」参照)	
⑥破産手続開始の決定	法人が債務を完済することができなくなった場合、 <u>裁判所は、理事若しくは債権者の申立てまたは職権により破産手続開始の決定をします。</u> これにより法人は解散することになります。	登記後、所轄庁へ届出
⑦所轄庁の設立の認証の取消し	改善命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達成することができないとき、または3年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないとき等は、 <u>所轄庁は、法人の設立の認証を取り消すことがあります。</u>	

解
散

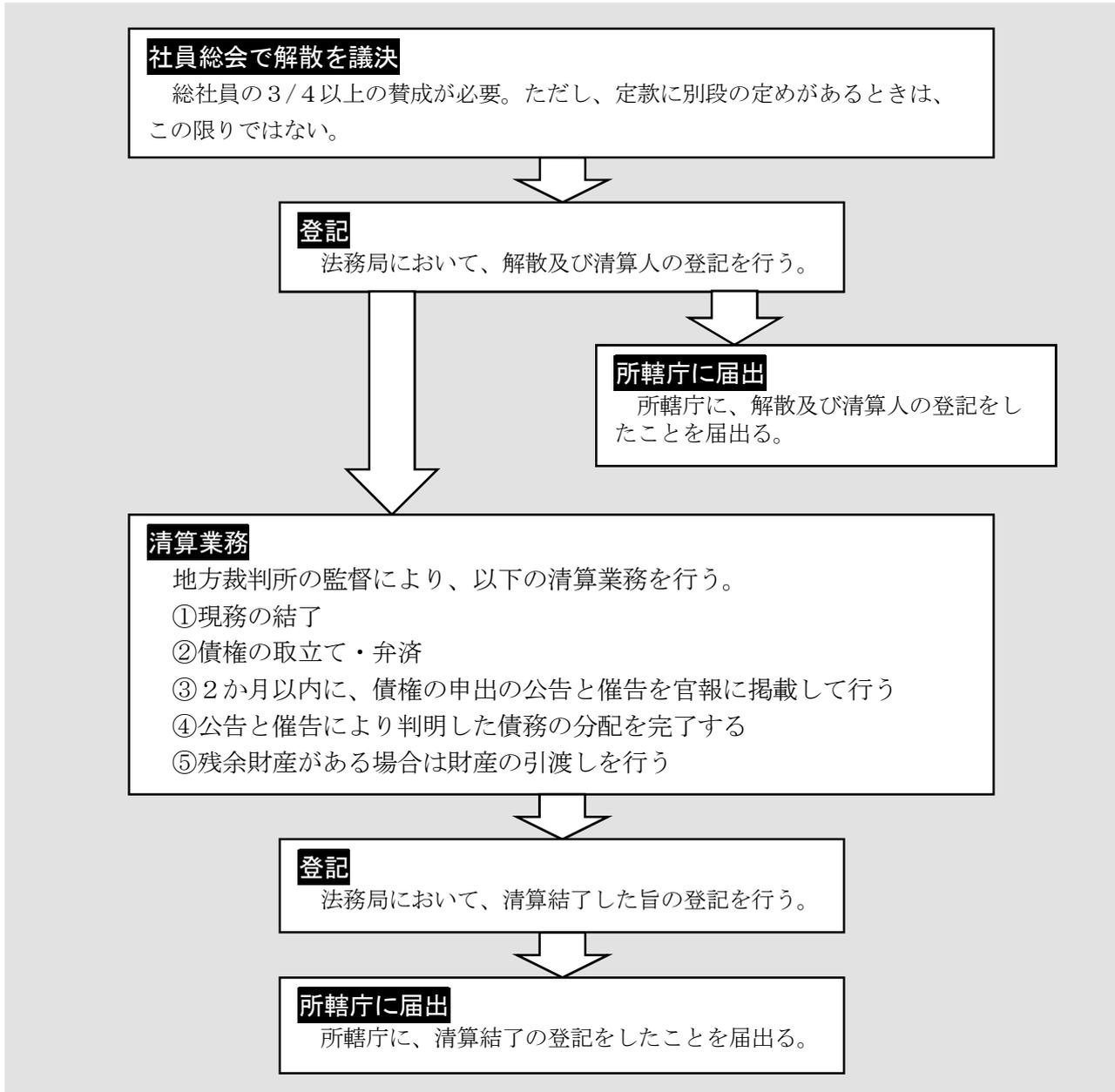
(2) 解散と清算

「解散」は、あくまでも法人に関する法律関係と残余財産の整理をする段階に入ったという意味であり、解散したからといって直ちに法人としての責任がなくなるわけではありません。法人の消滅は、残余財産を引き継ぎ、「清算終了の登記」を行い、所轄庁にその旨を届け出ることによって完了します。



(3) 届出 (①、②、④、⑥の理由)

① 解散の決議から清算終了までの流れ (総会による議決の例)



解
散

② 所轄庁に提出する書類

No.	提出書類の名称または種類	提出部数
1	解散届出書 (規則第10号様式)	1部
2	解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書 (例: 現在事項証明書、履歴事項証明書)	1部

(4) 認定申請 (③の理由)

「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」を理由として解散しようとするときは、次の書類を所轄庁に提出する必要があります。

No.	提出書類の名称または種類	提出部数
1	解散認定申請書 (規則第9号様式)	1部
2	目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を証する書面 (議事録など)	1部

解散認定申請書	申請書を提出(郵送)する日付を記載してください。
○○年○○月○○日	
香川県知事 ○○○○ 殿	
特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ○○○○○ 代表者氏名 ○○ ○○	
特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、次のとおり申請します。	
	事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯については、具体的な内容を簡潔に記載してください。
1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯 ○○を通じて○○を実施してきたが、○○のためにこの特定非営利活動法人の目的とする特定非営利活動に係る事業○○の成功(達成すること)が不可能となった。	
2 残余財産の処分方法 (1) 定款に記載した○○に譲渡する。 (2) 定款に残余財産の帰属先を定めていないため、別途提出する残余財産譲渡認証申請により、国又は地方公共団体のうち○○に譲渡する。	など

解
散

(5) 清算に関する手続き

法人が解散したときは、その解散事由が「合併」及び「破産手続開始の決定」の場合を除いて、理事（ただし、定款に定めがあるときはその定款に定められた者となり、社員総会において他の者を選任したときはその選任された者となります。）が清算人となり、裁判所の監督のもとに、現務の結了、債権の取立て及び債務の弁済、残余財産の引渡し並びにこれらを行うために必要な行為を行い、清算することになります。

また、清算人となる者がいないとき、または清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所が、利害関係人若しくは検察官の請求または職権により、清算人を選任します。また、重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人もしくは検察官の請求または職権により、清算人を解任することもできます。清算の手続きに関して、必要に応じて所轄庁に届出または所轄庁の認証を受ける必要がありますので注意してください。

① 清算中に清算人が就任した場合の届出

清算中に新たな清算人が就任した場合、その清算人は、氏名及び住所を所轄庁に届け出なければなりません。その際に所轄庁に提出する書類は次のとおりです。

No.	提出書類の名称または種類	提出部数
1	清算人就任届出書（規則第11号様式）	1部
2	清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書（例：現在事項証明書）	1部

解
散

清算人就任届出書		届出書を提出(郵送)する日付を記載してください。
		〇〇年〇〇月〇〇日
香川県知事 〇〇〇〇 殿		
特定非営利活動法人の名称		
特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇		
清算人 住所又は居所 〇〇市・郡〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号		
氏名 〇〇 〇〇		
清算中に清算人に就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、次のとおり届け出ます。		
1	清算人の氏名及び住所又は居所	
	〇〇 〇〇	
	〇〇市・郡〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	
2	清算人に就任した年月日	
	〇〇年〇〇月〇〇日	

② 残余財産の帰属先を定めていない場合の残余財産の譲渡の認証の申請

解散時の法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に清算終了の届出をする時に、定款に定める帰属先に帰属することになりますが、定款に残余財産の帰属先に関する規定がない時は、清算人は、所轄庁の認証を得て、その残余財産を国または地方公共団体に譲渡することができます。その際に所轄庁に提出する書類は次のとおりです。

No.	提出書類の名称または種類	提出部数
1	残余財産譲渡認証申請書	1部

残余財産譲渡認証申請書	申請書を提出(郵送)する日付を記載してください。
〇〇年〇〇月〇〇日	
香川県知事 〇〇〇〇 殿	
特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇 清算人 住所又は居所 〇〇市・郡〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 氏名 〇〇 〇〇	
残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、次のとおり申請します。	
1 譲渡すべき残余財産	
(1) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
(2)	
2 残余財産の譲渡を受ける者	
国又は地方公共団体のうち、〇〇〇〇〇に譲渡する。	

解
散

③ 清算が終了した場合の届出

清算人は、清算が終了したときは、その旨を所轄庁に届け出なければなりません。その際に所轄庁に提出する書類は次のとおりです。

No.	提出書類の名称または種類	提出部数
1	清算終了届出書（規則第13号様式）	1部
2	清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書(例：閉鎖事項証明書)	1部

清算終了届出書		届出書を提出(郵送)する日付を記載してください。
		〇〇年〇〇月〇〇日
香川県知事 〇〇〇〇 殿		
特定非営利活動法人の名称		
特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇		
清算人	住所又は居所	〇〇市・郡〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
	氏名	〇〇 〇〇
清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。		

解
散

2 合併に関する手続き

(1) 合併の流れ

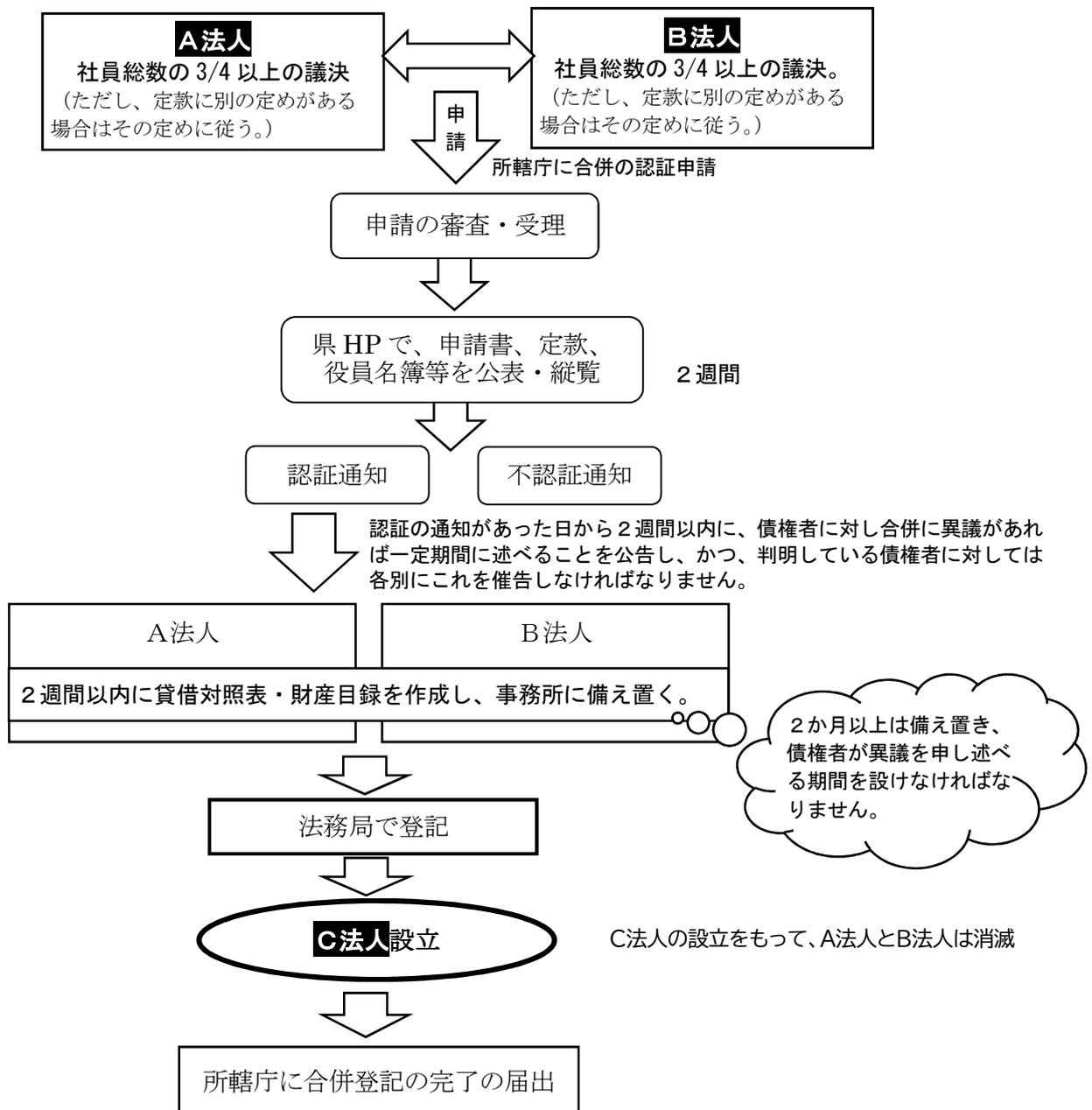
NPO法人は、他のNPO法人と合併することができます。

合併するには、定款に特別の定めがある場合を除き、社員総会において社員総数の4分の3以上の多数をもって議決する必要があるため、社員総会の議決を得た後、所轄庁の認証を受けなければなりません。

所轄庁は、法人から合併の認証の申請があったときは、設立認証の申請のときと同様、申請があった旨をインターネット上に公表または公告し、関係書類の申請を受理した日から2週間公衆の縦覧に供した後、2か月以内に認証・不認証の決定を行います。

※ 合併後に香川県外に主たる事務所を設置する場合など、所轄庁の変更を伴う合併の場合の認証の手続きについては、所轄庁の変更を伴う定款変更の認証の場合と同様の手続きとなります。

< A法人とB法人が合併してC法人を設立する場合 >



合
併

(2) 認証申請

合併の認証の申請に必要な書類は、次のとおりです。

No.	提出書類の名称または種類	提出部数	参照ページ
1	合併認証申請書（規則第14号様式）	1部	p.11
2	定款	2部	設立編を参照してください
3	役員名簿（役員の氏名及び住所または居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	2部	
4	各役員（役員全員分）の就任承諾及び誓約書のコピー ※コピーのみを提出し、原本は法人で保管してください。	1部	
5	各役員（役員全員分）の住所または居所を証する書面 ※マイナンバー（個人番号）の記載が無いものに限りです。 * 住民基本台帳ネットワークの利用により、氏名、住所等を確認できる役員については、書面の添付を省略することができます。	1部	
6	社員のうち10人以上の者の名簿	1部	
7	確認書（法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを示す書面）	1部	
8	合併趣旨書	2部	
9	合併の議決をした社員総会の議事録のコピー <u>（合併しようとするそれぞれの法人について議決が必要）</u> ※コピーのみを提出し、原本は法人で保管してください。	1部	設立編を参照してください
10	合併初年度及び翌事業年度の事業計画書（2事業年度分）	2部	
11	合併初年度及び翌事業年度の活動予算書（2事業年度分）	2部	

① 合併認証申請書記載例（規則第14号様式）

合併認証申請書

申請書を提出(郵送)する日付を記載してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

香川県知事 〇〇〇〇 殿

合併しようとする特定非営利活動法人(甲)の名称

NPO法人〇〇〇〇〇

代表者氏名 〇〇 〇〇

電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

合併しようとする特定非営利活動法人(乙)の名称

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇

代表者氏名 〇〇 〇〇

電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

合併することについて認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 合併後存続する（合併によって設立する）特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇

定款に記載した名称のとおりに記載してください。

2 代表者の氏名

〇〇 〇〇

合併後の法人の代表者を記載してください。

3 主たる事務所の所在地

〇〇市・郡〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

字地番まで正確に記載してください。

4 その他の事務所の所在地

〇〇市・郡〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 又は なし

5 定款に記載された目的

この法人は、・・・

定款に規定する「目的」を省略せず、そのまま記載してください。

合
併

② 合併趣旨書

合 併 趣 旨 書

1 趣旨

㊦ 特に定まった書き方はありませんが、合併の目的や合併に至る経緯を記載してください。

(例)

特定非営利活動法人◇◇◇と特定非営利活動法人□□□は双方合意の下に合併し、新法人の名称を特定非営利活動法人◎◎◎とします。

両法人は、これまで、それぞれ「子育て支援」と「障害児への支援」を主な目的として活動してまいりましたが、近年、子どもを取り巻く環境が変化する中、障害の有無にかかわらず広く「子ども」への支援に取り組んでいく必要があると考え、両法人を統合し、それぞれが培ってきた事業活動の経験を基に様々な支援活動に取り組んでまいります。

2 合併に至るまでの経過

㊦ 時系列に記載するとわかりやすくなります。

- 年○月○日 特定非営利活動法人◇◇◇設立
- 年○月○日 特定非営利活動法人□□□設立
- 年○月○日 法人設立のための設立準備会設立
- 年○月○日 設立準備会開催
- 年○月○日 設立準備会開催
- 年○月○日 特定非営利活動法人◇◇◇の総会で合併を可決
- 年○月○日 特定非営利活動法人□□□の総会で合併を可決

○○年○○月○○日

基本的には、総会等の日付となります。

特定非営利活動法人◎◎◎
設立代表者氏名 ○○ ○○

③ 縦覧期間中の補正

合併認証申請における申請書または当該申請書に添付した書類の軽微な不備については、所轄庁が受理した日から1週間を経過するまでの間に限り、その補正が認められます。

補正を行おうとするときは、補正書（第2号様式）に、不備を補正した申請書または定款等の添付書類を添付して、所轄庁に提出してください。

補 正 書		補正書を提出(郵送)する日付を記載してください。				
		〇〇年〇〇月〇〇日				
香川県知事 〇〇〇〇 殿						
申立者 住所又は居所 〇〇市・郡〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 氏名 〇〇 〇〇 (特定非営利活動法人にあっては、 その名称及び代表者の氏名)						
<p>〇〇年〇〇月〇〇日に申請した内容について不備があったので、特定非営利活動促進法第10条第4項(同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり補正を申し立てます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補正する書類の種類 例：特定非営利活動法人合併認証申請書</p> <p>2 補正の内容 例：</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><thead><tr><th style="width: 50%;">補正後</th><th style="width: 50%;">補正前</th></tr></thead><tbody><tr><td>○行目 ×××○×</td><td>○行目 ×××××</td></tr></tbody></table> <p>3 補正の理由 例：誤記のため</p>			補正後	補正前	○行目 ×××○×	○行目 ×××××
補正後	補正前					
○行目 ×××○×	○行目 ×××××					
		補正する箇所について、申請時の記載と補正後の記載の違いを明らかにした新旧対照表を記載してください。				

合
併

④ 合併の認証を受けた後の手続について

所轄庁から合併の認証を受けたNPO法人は、その認証の通知があった日から2週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成して事務所に備え置くとともに、債権者に対して合併に異議があれば一定期間内に申し出るべき旨の公告を行わなければなりません。なお、この期間は2か月を下回することはできません。

また、これら合併に関する登記が完了したときは、その旨を所轄庁に届け出なければなりません。届出に必要な書類は、次のとおりです。

No.	提出書類の名称または種類	提出部数
1	合併登記完了届出書（規則第3号様式）	1部
2	合併登記をしたことを証する登記事項証明書 （例：現在事項証明書、履歴事項証明書）	1部
3	合併当初の財産目録 【閲覧用書類】	2部
4	No.2の書類のコピー 【閲覧用書類】	1部

なお、合併の認証を受けた者が、合併の認証があった日から6か月を経過しても登記しないときは、所轄庁は、合併の認証を取り消すことができます。（法第39条2項において準用する法第13条3項）

設立（合併）登記完了届出書

届出書を提出(郵送)する日付を記載してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

香川県知事 〇〇〇〇 殿

特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇
 代表者氏名 〇〇 〇〇

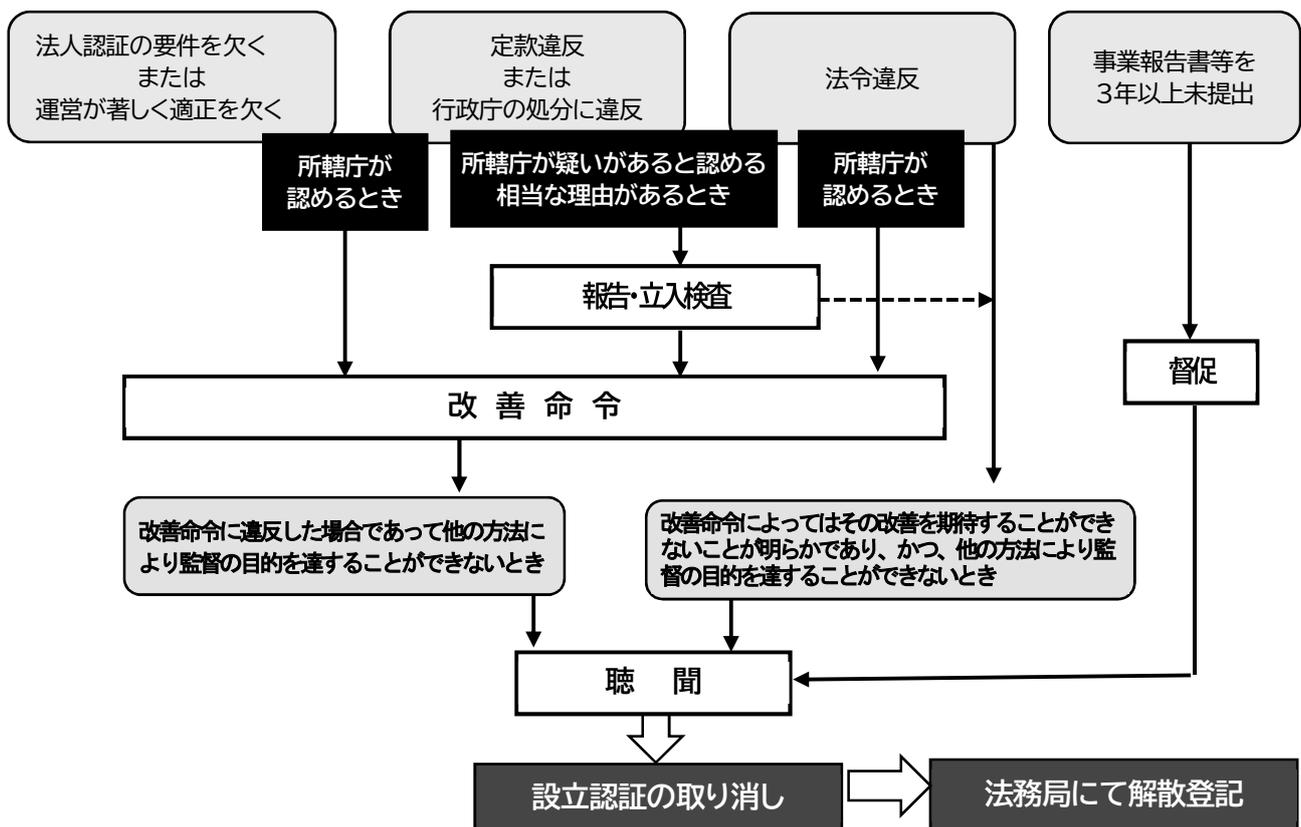
設立（合併）の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項（同法第39条第2項において準用する同法第13条第2項）の規定により、届け出ます。

3 監督と罰則

NPOの本質は市民の自発的・自主的な活動です。そのため、法は、情報公開を通じてNPO法人を広く市民の監督下におき、市民による監視あるいはNPO法人自身の自浄作用による改善または発展を前提としています。そのため、行政の関与は抑制されていますが、最後の是正手段として、次の監督規定が設けられています。

(1) 監督等の内容

内 容		根拠法
報告及び立入検査	NPO法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分または定款等に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、所轄庁は、業務や財産状況に関する報告を求めることができます。 また、必要に応じて職員が、法人の事務所その他施設に立ち入って、業務や財産の状況、帳簿や書類等の検査をすることができます。	法 41 条 1 項
改善命令	所轄庁は、NPO法人が設立認証の要件を欠くに至ったと認めるとき、その他法令等に違反し、またはその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、期限を定めて、その改善のために必要な措置を取るよう命令することができます。	法42条
設立認証の取消	所轄庁は、法人が所轄庁の改善命令に違反し、他の方法では監督の目的が達成できないとき、またNPO法人が毎年1回提出しなければならない事業報告書等の提出を3年以上行わないときは、当該法人の設立の認証を取り消すことができます。	法 第 43 条 1 項
	また、法人が法令に違反した場合で、改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、改善命令を経ないでも、当該法人の認証を取り消すことができます。	法 43 条 2 項



監
督

(2) 罰則規定

所轄庁の改善命令や法令に違反した場合等には、以下の罰則が設けられています。

根拠		違反事項	罰則
法77条		偽りその他不正の手段により認定（認定NPO法人等の認定・更新、合併に係る認定）を受けたとき	6か月以下の懲役または50万円以下の罰金
法78・79条	1号	改善命令違反	50万円以下の罰金
	2号 4号	認定NPO法人等であると誤認されるおそれのある文字をその名称または商号に用いたとき	
	6号	認定NPO法人等への命令に対する措置違反	
	7号	認定NPO法人が行うその他の事業に係る停止命令違反	
法80条	1号	組合等登記令に違反して、登記を怠ったとき	<u>理事、監事または清算人</u> に20万円以下の過料
	2号	法人設立時の財産目録、備置きの規定に違反して、財産目録を備え置かず、またはこれに記載すべき事項を記載せず、もしくは不実の記載をしたとき	
	3号	所轄庁への役員変更等の届出、定款変更の届出の規定に違反して、届出をせず、または虚偽の届出をしたとき	
	4号	事業報告書等、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類のコピー）の備置きの規定に違反して、これを備え置かず、またはこれに記載すべき事項を記載せず、もしくは不実の記載をしたとき	
	5号	認定NPO法人等が各種提出書類（直近の事業報告書、役員名簿、定款、総会の議事録のコピー等）の提出を怠ったとき	
	6号	破産決定に違反して破産手続き開始の申し立てをしなかったとき	
	7号	貸借対照表の公告、解散後の清算に係る公告、破産手続き開始の公告をしなかったとき、または不正の公告をしたとき	
	8号	NPO法人が所轄庁から合併の認証を受けた際に作成する貸借対照表及び財産目録の未作成・必要記載事項未記載・不実の記載	
	9号	NPO法人が所轄庁から合併の認証を受けた際にしなければならない公告及び催告をしなかったとき、不正の公告・催告をしたとき、または債権者の異議に対し不適切な対応をしたとき	
	10号	所轄庁の報告の求めなどに対する未報告、虚偽の報告、立入検査の拒否・妨害・忌避	
法81条		NPO法人以外の者が、名称中に「特定非営利活動法人」またはこれに紛らわしい文字を用いたとき	10万円以下の過料